

Information 01

住宅用新エネルギー設備の設置、電気自動車などの導入を支援

●住宅用新エネルギー設備導入支援事業補助金

新エネルギー設備の導入を促進するため、機器の購入や設置費用を補助します。

【対象者】次の要件を全て満たす人
①市内に住所があり、住宅に機器を設置すること
②交付決定日以降に機器を設置すること
③市税に滞納がないこと
④これまで当該補助金を交付されていないこと

【補助金額】補助対象経費の3分の1(補助上限額10万円)
【申込期限】令和6年3月11日(月)

※予算額に達した時点で受け付けを終了します
●電気自動車等導入支援事業補助金

市は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、二酸化炭素排出量の少ない電気自動車などの普及促進を図るため、電気自動車などの導入経費の一部を支援します。

【対象者】次の全てに該当する人
①市民または市内事業者であること
②市税に滞納がないこと

【対象自動車】電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のいずれかであり、次の全てに該当すること
①車検証に「家用」と記載されていること
②使用の本拠の位置が登米市内であること
③令和5年1月1日から12月31日までに初度登録されていること

Information 04

エヌ・オー・エーが日本農業大賞を受賞

中田町の(有)エヌ・オー・エー(高橋良代表取締役)が第52回日本農業賞「個別経営の部」で大賞を受賞しました。

入するまでは人力が頼り。平成12年の設立以来苦労しながらこれまでやってきた。農業は自然との闘いだが自然に教えられることも多い。今回の受賞は地域の皆さんのおかげで、大変感謝しています」と話しました。

今回の受賞は、高橋代表の地域のリーダーとしての活躍やスマート農業など新技術の導入、環境保全型農業や耕畜複合経営などの取り組みが高く評価されました。



【申し込み・問い合わせ】市民生活部環境課(環境政策係)
☎0220(58)5553



Information 03

道路災害復旧工事に伴う通行止めのお知らせ

令和4年3月に発生した福島県沖地震により、市道石打坂・鴻ノ木線では、広範囲にわたる路面の沈下や亀裂などの被害がありました。このことから、次のとおり災害復旧工事を実施します。

【工事箇所】迫町北方字日向前地内(市道石打坂・鴻ノ木線)
【工事内容】舗装亀裂・段差改善、沈下箇所のかさ上げなど
【規制状況】全面通行止め(終日)
【規制期間】5月15日(月)～7月31日(月)
【問い合わせ】建設部道路課(道路整備一係)
☎0220(34)2315



Information 02

第3子以降の子の小学校入学に祝金を支給

【対象】5月1日時点で市内に住所を置き、本年4月に第3子以降の子が小学校に入学した保護者

【その他】第3子以降の子が小学校に入学しても、該当しない場合があります。支給要件などの詳細は、事業概要を確認ください。また、市内に住所を置き、第3子以降の子が市外の小学校に入学した場合は、問い合わせください

【支給金額】1人につき3万円
【申請方法】4月中旬に申請書などを小学校を通して配布します。支給対象となる場合は、申請書に必要事項を記入し、小学校へ提出してください
【申請期限】5月22日(月)
【決定通知】申請書の内容を確

【問い合わせ】教育委員会教育部学校教育課(教育振興係)
☎0220(34)2679

Information 05

地震に備え、耐震助成事業を利用ください

令和5年度の募集事業

| 区分 | 木造住宅 | 地域集会施設 | 危険ブロック塀 | |
|-----------------|--|---|--|---|
| | 耐震診断 | 耐震診断 | 危険ブロック塀撤去工事 | 生垣などの設置工事 |
| 事業内容 | 専門家による木造住宅の耐震診断に対し、費用の一部補助します | 専門家による木造地域集会施設の耐震診断に対し、費用の一部補助します | 倒壊の恐れがある危険なブロック塀を取り壊す場合、費用の一部補助します | 危険なブロック塀の撤去に伴い新たに塀などを設置する場合、費用の一部補助します |
| 補助対象(全てに該当するもの) | ①昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅 ②木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅 ③過去に市の耐震診断を受けていない住宅 | ①昭和56年5月31日以前に着工した集会施設 ②木造平屋建てから木造3階建てまでの集会施設 ③過去に市の耐震診断を受けていない集会施設 | ①公道用道路などの路面からの高さが1m以上(擁壁上の場合は60cm以上) ②平成14年度以降の実態調査または今後の実態調査でD・E判定のもの ③一部撤去の場合は、路面からの高さを50cm以下に改修する場合 | 危険ブロック塀の撤去跡地への軽量の塀の設置工事 ▶生垣の場合＝高さ1m以上の苗木を50cm以下の間隔で植栽 ▶塀の場合＝高さ60cm以上のフェンスや板塀の設置 |
| 助成内容 | 【市負担額】14万2400円 【個人負担額】8400円(200平方cm以下)～3万9800円(340平方cmを超える) | 【上限】16万5600円 【補助率】対象経費の3分の2 | 【補助額】4千円/平方cm 【上限】15万円 【補助率】対象経費の3分の2 | 【補助額】4千円/平方cm 【上限】10万円 【補助率】対象経費の3分の2 |
| 募集件数 | 20件 | 1件 | 11件 | 11件 |
| 申込期間 | 5月15日(月)～11月30日(木)(先着順) | | | |

※令和6年3月中旬までに工事完了(工事業者への支払い含む)し、市に報告することが交付の条件です
※申請前に解体工事を含めて現場に着工(工事業者との契約含む)した場合、補助を受けられません
※募集件数は、国・県の補助金の交付状況により、変更する可能性があります
※令和5年度分の「木造住宅耐震改修工事助成事業」の募集の受け付けは終了しています。令和6年度分の募集は、改めてお知らせします
※「地域集会施設耐震改修工事助成事業」は、「地域集会施設耐震診断助成事業」の実施が補助要件となります
※詳しくは市公式ホームページで確認するか問い合わせください

【申し込み・問い合わせ】建設部住宅都市整備課(建築係)
☎0220(34)2316



市公式ホームページ「地震対策事業について」